

第 49 回技能五輪全国大会「機械組立て」職種

寸法に関する普通公差（JIS B 0405-1991 より抜粋）

注) 技能五輪全国大会「機械組立て」職種では普通公差として下表に示す公差等級 f (精級) を適用する。

付表 1 面取り部分を除く長さ寸法に対する許容差

単位：mm

公差等級		基準寸法の区分				
記号	説明	0.5 ⁽¹⁾ 以上 3 以下	3 を越え 6 以下	6 を越え 30 以下	30 を越え 120 以下	120 を越え 400 以下
		許容差				
f	精級	±0.05	±0.05	±0.1	±0.15	±0.2
m	中級	±0.1	±0.1	±0.2	±0.3	±0.5
c	粗級	±0.2	±0.3	±0.5	±0.8	±1.2
v	極粗級	—	±0.5	±1	±1.5	±2.5

注⁽¹⁾ 0.5mm 未満の基準寸法に対しては、その基準寸法に続けて許容差を個々に指示する。

付表 2 面取り部分の長さ寸法（かどの丸みおよびかどの面取り寸法）に対する許容差

単位：mm

公差等級		基準寸法の区分		
記号	説明	0.5 ⁽¹⁾ 以上 3 以下	3 を越え 6 以下	6 を越え るもの
		許容差		
f	精級	±0.2	±0.5	±1
m	中級			
c	粗級	±0.4	±1	±2
v	極粗級			

注⁽¹⁾ 0.5mm 未満の基準寸法に対しては、その基準寸法に続けて許容差を個々に指示する。

付表 3 角度寸法の許容差

公差等級		対象とする角度の短いほうの辺の長さ(単位：mm)の区分				
記号	説明	10 以下	10 を越え 50 以下	50 を越え 120 以下	120 を越え 400 以下	400 を越え るもの
		許容差				
f	精級	±1°	±30′	±20′	±10′	±5′
m	中級					
c	粗級	±1° 30′	±1°	±30′	±15′	±10′
v	極粗級	±3°	±2°	±1°	±30′	±20′